

<<身体検査合格基準>>

区分		男性	女性
第1次身体検査	視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上 又は矯正視力が1.0以上	
	身体各部等	警察官としての職務遂行に支障のない身体的状態であること	
第2次身体検査		警察官としての職務遂行に支障のない身体的状態であること	

※ 身長及び体重の合格基準は、平成30年度から廃止となりました。